かなだ

第69号
金田町報
発行所　金田町中央公民館
編集兼発行人　原田豊茂
印刷所　九州機関紙印刷所

金田町人の動き

世帯数	910
人口	1557
男	793
女	764
入	26
出	29
生	9
亡	44
転入	26
転出	29
死	4

住民係

税金に強くなる章（一）

税務課

私達がいついかなる処で、場所で、何をしようとそれが日本国内であれば、「税金からはのがれることの出来ない」しくみになっているのです。

例へば、家庭で夕食後、テレビ等を見ても矢張りそうです。先ず、テレビを購入するのに、テレビ自体の代金とそれに附随する税金（物品税）を消費者である私達が払わねばならないのです。又、映像を見ても知らず知らずで電気料金に含められた電気税を払わなければならないのです。

では町税の中にはどのような税目があるかと申しますと、普通税（一般に言われる町税）と目的税（健康保険税等）に二大別されます。町税（普通税）の中にはどの様な税目があるか今から調べて見ましょう。

一、**町民税**

町民税の中には個人町民税と法人町民税があり、個人町民税、法人町民税共に、均等割、所得割に分れています。

均等割というのは納税義務者全員に均等に同一金額を賦課するものですが、但し、夫婦共稼ぎで二人共納税義務が生れたときにはどちらか一人は均等割は課さない事になっています。又この均等割は当町においては町民税二百円、県民税百円となっています。

所得割は、前年一年間の総収入金額から総必要経費を差引き、尚、所得金額から所得控除（社会保険料、生命保険料、配偶者、扶養控除、基礎控除等）をし、残った所得（課税所得、又は課税標準額）に税率をかけて算出される税金が所得割額です。言いかへると所得によって算出される税金です。

以上の均等割、所得割は個人町民税の関係ですが、では法人（会社等）はどの様にして均等割所得割を賦課するかと申しますと、先ず均等割ですが今までは同一金額（千二百円）を賦課していましたが、法律の改正（予定）では資本金が五千万円をこえる法人では年間四千円となり、それ以外の法人は年間二千四百円となります。この法律が国会を通りますと、今年の六月一日を含む事業年度から実施されることになります。

次に法人所得割ですが、これは国税局等へ法人確定申告をし、法人税を納入する法人のみに課せられる税です。勿論、関係市町村にも税務署等へ確定申告書を提出すると同時に申告書を提出しなければなりません。

二、**固定資産税**

一口に固定資産税といいますがこの中にも三つに分れる素があります。土地、家屋（これが一般にいう固定資産税）と機械類等の償却資産、及び国や県からの納付金、交付金です。土地や家屋は今更ここで言うまでもない事ですでに皆様の方がくわしいのではないかと思いますが、ここで特記しなくてはならないことが一つあります。それは家屋ですが、特に新築住宅です。

これは税金の安くなる話です。先ず住宅を新築したならば、必ず役場へ届出て下さい。係員が参上しその家の評価をします。それによって、住宅部分の建坪が約二十五坪未満（八十五平方米）の家屋であれば、今度は評価額の計算をし一坪当り（三・三平方米）八万円以下であれば法律の適用により次年度より三カ年間は税額の二分の一の減免をするのです。

仮りに建坪二十坪で総評価額百二十万円だったとしますと、坪当り六万円ですので適用（法附則四三項）家屋とし、百二十万円に税率百分の一・四を乗じて一万六千八百円という税金になりますが、この二分の一ですから八千四百円だけ減免するのです。これが三年間続くのですから、三年間で二万五千二百円もの税金が安くなるのです。

次に償却資産ですが、普通サラリーマンの家庭では関係ないのですが、償却資産の中には、構築物、機械、器具備品、工具、船舶、航空機等となっています。構築物の中にはガソリン、スタンド等の防火壁、炭鉱の坑道等が入ります。機械、器具、工具、備品等は言うまでもなく、ブルトーザ、パアーショベル等から左官コテ、机、椅子等々数えきれない程あります、又家屋として見られない建物等は構築物に含まれます、これ等を合計した価額が三十万円以上あれば償却資産税の対象になるのです、これも税率は百分の一・四です。

以上町民税、固定資産税について書きましたが、これはすべて同年の一月一日によって納税地が定まるのです。町民税の場合は一月一日の居住地が納税地となります。又固定資産税は、一月一日に所有している事によって納税義務が発生するのです。今月は紙面の都合上この辺でペンを置きますが、次月は、軽自動車税、電気ガス税、煙草消費税、木材引取税、鉱産税等について書きたいと思っています。

六月のことば

夏を迎える準備はおすみになりましたか。うっとうしいつゆの季節にはいります。

家のなかの模様がえには、第一に通風ということを考えておきましょう。押入れなどもよく点検して、壁にこうりなどが密着していたら少し離しておき、お天気のよい日は、戸やふすまをすっかり開放するとかびなどがはえるのがいくらか防げます。

家の外まわりはご主人の受け持ち。へいのいたみの修理、越境庭木の枝きり、ペンキのぬりかえなど、つゆの前のお仕事はいくらでもあります。

元満州開拓青年義勇隊員及び開拓団員遺族の援護

住民課

元満州開拓青年義勇隊員の遺族で証言及び資料等不明のため援護法による弔慰金、給与金の請求書類が完備されず未提出のままの者あるいは県援護課より不備のため返送を受け、そのまま書類保管中の者については次の生存者から証言をなし資料を提供する旨の申出が県援護課迄あっておりますので関係者は利用して下さい。

生存者で資料所持者

鳥井重辰
（福岡市大手門三丁目八の二一鳥井理療院）

西川定志
（福岡市平尾一木町一〇四（有）中央マツダ）

初議会結果のお知らせ

議会事務局

昭和四十二年第二回臨時町議会（初議会）が、去る五月十三日午前九時金田町議会議事堂に招集され、一日間の会期により、慎重審議の結果、次のとおり、それぞれ決定しましたので報告します。

○金田町議会議長の選挙について

竹本あきら氏（四区）に決定

○金田町議会副議長の選挙について

松本雪雄氏（二区）に決定

○金田町議会常任委員会委員及びその委員長・副委員長の選任について

（総務財務委員会）

委員長　清水　義雄

副委員長　米家　荒雄

委　員　竹本あきら

〃　長谷川英彦

〃　植高勇太郎

〃　浦田　由光

（産業経済民生委員会）

委員長　檜垣　米蔵

副委員長　守田　保

委　員　松本　雪雄

〃　中村　正

〃　藤元　俊治

〃　吉田　志郎

（土木鉱害委員会）

委員長　辰島　保

副委員長　井上　明

委　員　池長　幸吉

〃　池田　升雄

〃　大島　陸雄

〃　大井　政則

○金田町監査委員の選任について

池長幸吉氏（七区）に選任決定

○金田町消防委員会委員選任について（議会関係の委員四名の選任）

1　池長　幸吉

2　植高勇太郎

3　浦田　由光

4　大島　陸雄

○金田町名誉公民の決定について

植高滝間（二区）

吉田広三（四区）

○専決処分を報告し承認を求めることについて

（原案承認）

○金田町特別委員会の設定について

名称　金田町上水道特別委員会

委員　議会議員全員

以上で設置された。

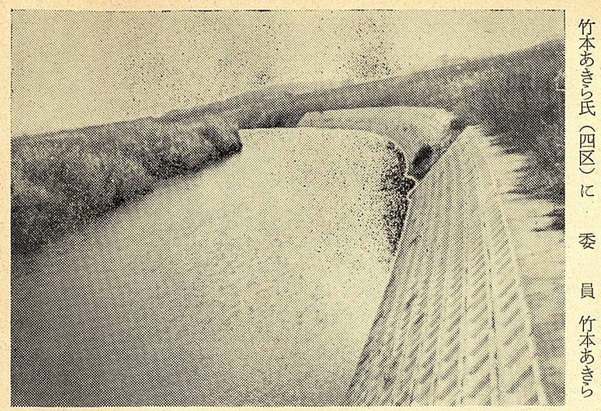

幼児に多い水死事故

—原因はゆだんした転落—

中央公民館

ことしの子どもの水死事故は、六才以下の幼児が多いと、福岡県警少年課は注意を呼びかけている。

毎年あたたかくなると、子どもの水死事故が絶えない。昨年、福岡県下で起った子どもの水死は九十人に達しており、交通事故の犠牲者をうわまわっている。

ことしも四月三十日現在で、すでに二十二人もの痛ましい犠牲者を出しており、そ[illegible]ら十九人までが六才未満の幼児である。

原因をみてみると、そのほとんどが、ため池や泉水、溝、川のまわりで遊んでいるうちにあやまって転落したもので、保護者がそばにいなかったために、転落したことがわからず、そのまま死亡するというケースである。

このように転落の水死事故は、夏に限らず、あたたかくなってくるにつれてふえている。

幼児の水死事故を防ぐために、次のような点を福岡県警は呼びかけている。

(1)　お父さんやお母さんへ

保護者が幼児から絶対目を離さないことがたいせつだが、次のような点に注意する。

○家の近くにあるため池や溝には幅などをする。

○あぶない場所は、子どもによくいい聞かせ、近寄らないようにする。

○つねに「子どもは、いまどこで遊んでいるか」「その場所は安全か」ということをたしかめる。

○小さい子どもたちの魚とりや虫とりには、かならず親たちがつきそい、子どもから目をはなさないようにする。

(2)　地域のみなさんへ

○子どもの遊び場になっているあぶない川、用水路、ため池などには、婦人会、隣組など地域ぐるみで話しあって、立札、防護柵をもうける。

○あぶない池や沼、用水堀で遊んでいる子どもをみたら、わが子でなくとも安全な場所で遊ぶよう注意する。

○幼児が安心して遊べる施設を考えてやる。

国民年金質疑応答

住民課

問　二十五年間納められない人はどうなるか？

年令の関係で、あと二十五年間保険料を納める期間のない人がいますが、この人たちは老令年金は支給されないでしょうか。

答　老令年金は、保険料を二十五年以上納めている場合に、支給することを原則としています。

しかし、制度発足当時すでに一定の年令をこしていた人は、六〇才になるまでの期間が短かいために、つぎのような措置がとられています。つまり昭和五年四月一日以前に生れた人は、その生年月日に応じて、十年から二十四年までの一定期間以上保険料を納めておれば六十五才から、老令年金が支給されることになっています。

・また大正五年四月一日以前に生れた人の場合は、この期間短縮により十年以上保険料を納めていることが必要ですが、十年に満たない場合でも、生年月日に応じて、四年から七年までの一定期間以上納めておれば七〇才までの間に支給される特別支給の老令年金の仕組みも取入れられています。

伝染病や食中毒に注意しましょう

住民課

夏は食中毒や伝染病の多いときです。食べ物は清潔で信用のある店から新鮮なものを求め、台所や調理場は常に清潔にし、調理の際は必ずよく手を洗いましょう。また発熱や下痢などしたときは早めに医師の診断を受けましょう。

伸びる芽に、よい友、よい家、よい社会

こんな子どもは—

教育委員会

入学当初の四月は、元気よく学校に行っていたのに、このごろになると、なにか気むずかしくなったり、家を出しぶったり、あるいは、休みたがったりするお子さんはいませんか。

とくに過保護のお子さん……ひとりっ子とか、年寄りにあまく育てられたお子さん、あるいは、家の中にばかりいて、ほかの友だちと自由に遊んだことのない子どもに、そんな傾向がみられがちのようです。

そこで、大体次の三つの点をよく考えてみましょう。

①登校をしぶる……そんなお子さんを、頭ごなしにしからないでください。まずなにが原因かよくたしかめることです。時によると病気の初期のこともありますし、案外近視だったり、耳が遠いというようなことを発見したりします。

②学校を休みたがる……これには案外「学校にいくと、いじめられるからいやだ」とか単純なケースが多いものです。おしっこをもらしてしまって、みんなからからかわれたとか、みんなとちがった服装をしていておかしいといわれたというような、たわいもないことが理由になることもあります。

また神経質なお子さんにもこうした学校ぎらいが見られることもあるようです。どんな場合でも学校の先生とよく相談して早く通常な学校生活ができるよう、家族全部で、おおらかにこの大事な時期を過ごさせてあげたいものです。

③おとなたちへ……登校をしぶるとか学校を休みたがるとか、いわゆる学校ぎらいになる大半の原因は、こどもよりむしろおとなたちに責任があるということも十分反省すべきでしょう。

子どもは就学年令になれば、十分学校生活にたえうるものです。おとなは自ら反省するとともに、時には、きっぱりした態度で、子どものわがままを押えることも大切です。

親自身のつごう……旅行するとか買物に出るとか遊びに行くから……で子どもを早退させたり休ませたりするのは、もってのほかと心得てください。

話に限らず、役所でなんとかしてもらえないものかというようなあなたの疑問や、不満や、困りごとは、ごえんりょなく、天神町の木下正則行政相談委員か、九州管区行政監察局（福岡市舞鶴2—5—20）にお申し出下さい。

もらえなかった老令福祉年金

（行政管理庁からのお知らせ）

池田さんは昨年十一月に満七十才になりましたので、国民年金である老令福祉年金を役場に請求したところ、係から同居の息子の年間収入が基準以上あるので受給資格がないといわれました。しかし、近所で受給している人の中には、相当生活程度の高い家庭の人もいますので、役場の説明には納得がいきませんでした。そこで池田さんは、もよりの行政相談委員を訪ね、役場でよく調べてほしいと申し出ました。申出を受けた相談委員は早速町当局にいって実情を調査してもらいました。その結果、係が計算間違いをしていることが判明しましたので、町役場では池田さんに申請書類を提出するよう通知をしました。昨年の十一月にさかのぼって池田さんは年金がもらえるようになりました。これはこの町の話ではありませんが、このような単純なケースが多いものです。おしっこをもらしてしまって、みんなからからかわれたとか、みんなとちがった服装をしていておかしいといわれたというような、たわいもないことが理由になることもあります。

また神経質なお子さんにもこうした学校ぎらいが見られることもあるようです。どんな場合でも学校の先生とよく相談して早く通常な学校生活ができるよう、家族全部で、おおらかにこの大事な時期を過ごさせてあげたいものです。

③おとなたちへ……登校をしぶるとか学校を休みたがるとか、いわゆる学校ぎらいになる大半の原因は、こどもよりむしろおとなたちに責任があるということも十分反省すべきでしょう。

子どもは就学年令になれば、十分学校生活にたえうるものです。おとなは自ら反省するとともに、時には、きっぱりした態度で、子どものわがままを押えることも大切です。

親自身のつごう……旅行するとか買物に出るとか遊びに行くから……で子どもを早退させたり休ませたりするのは、もってのほかと心得てください。

話に限らず、役所でなんとかしてもらえないものかというようなあなたの疑問や、不満や、困りごとは、ごえんりょなく、天神町の木下正則行政相談委員か、九州管区行政監察局（福岡市舞鶴2—5—20）にお申し出下さい。

就任挨拶

行政相談委員　木下正則

昭和三十九年以来行政相談委員をしておられた島津幸平氏が先般教育長に就任されましたのでその後任として私が不肖の身を以て委嘱されました。私ごと元来浅学非才であり、また初めての職務でありますので果してこの大任を完し得るか不安でありますが就任致しましたからには懸命の努力と勉強を致しまして町民皆様のお役にたちたいと思っておりますので何卒御指導御鞭達を賜りますようお願い致します。

行政相談とはどんな事かわからない方もあろうかと思いますので簡単に説明致します。

このように不明な点や苦情のある方は何でも気軽に相談においで下さい。秘密は絶対にもれる心配はありません。

在日朝鮮人の帰還援助業務のお知らせ

住民課

昨年八月二十三日の閣議において、日本赤十字社と朝鮮赤十字会との間に締結された在日朝鮮人の帰還協定は本年十一月十二日をもって協定有効期間満了となりますので、帰還申請の受付は協定終了の三カ月前である昭和四十二年八月十二日（土曜日）午前中をもって締切りますのでお知らせします。

尚詳しいことについては役場の福祉係にお問合せ下さい。

日本脳炎

住民課

日本脳炎は恐ろしい病気です。高熱が一週間程続き死亡率は四〇%以上。そして二〇〜三〇%が運動障害をのこす。つまり、六〇%〜七〇%は死ぬか、病人になってしまう恐ろしい病気です。患者の多くは一〇才以下のこどもですが、老人となりますので、特効薬のない現在では予防ということがきわめて大切です。

予防策としては、

1、過労をさけ、睡眠を充分とる。

2、栄養を充分にとる。

3、日光に長時間さらされることを極力さける。

4、蚊にさされないようにする。（とくに夜間就寝中）

5、予防接種は必ずうけること。

6、蚊を駆除すること。

予防接種も、ここ数年来の流行で接種率も高くなりつつありますが、本町での接種状況はあまり良好とはいえない状況です。今年は六月上旬頃より実施の予定であります。なお本年度は、厚生省の指示もあり一cc接種を行います。できる限り多数接種されるよう希望いたします。

昨年はこの日本脳炎で本町でも二名の犠牲者を出しております。

とにかく治療法のない日本脳炎ですから予防に力を入れて今年の夏こそ日本脳炎の恐怖から解放されたいものと思います。